

農業委員会議事日程

日 時：令和4年7月29日(金)午後1時30分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 BC

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
6. 議案第 18 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
7. 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請について
8. 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
9. 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

保木野幸雄 農業委員長
1 番 岡田和孝 外 12 名
山崎健樹 最適化推進委員 外 14 名

事務局出席者

事務局長 滝沢資之
事務局次長 大友 誠
農地係担当係長 宮坂昌吉

【 会議概要 】

事務局長	ただ今から、令和4年7月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
大友次長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足り うらと思いますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。 日程4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませ んか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、4番 滝沢大 委員、5番 長谷川尚男 委員にお願いいたします。 日程第5、「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明 を求めます。
大友次長	……議案内容説明……
議 長	質疑・意見を一括してお受けいたします。 なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。 (進行の声あり)
議 長	質疑、意見を終結し、採決いたします。 お諮りします。「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のと おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり可決、決定されました。 日程第6、「議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局よ

り説明を求めます。

宮坂担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

11 番綿貫委員

1 番案件については宅地の横に駐車場のスペースを整備したいということですが、この案件について顛末書がついており、10 年ほど前に駐車場を整備し、その際農地転用許可を取らないで駐車場を作ってしまったとのこと。今回はその隣に前回の半分ほどの駐車場を作ろうとして調べて、事実が発覚し、顛末書をつけ今回申請し直したとのこと。本人も無断転用をしたことを反省し、これからこのようなことがないように十分注意し農地法を厳守したいと反省をしておりますので、許可相当としてもよいのではと思われま

9 番宮原委員

2 番案件について報告いたします。公園から西へ 300mほど行ったところ。地元の工場が駐車場として借りたいとの要望で転用するというものです。隣接者の承諾を得ており、農地に影響を及ぼさないと。雨水については集積枡を設け、地下浸透とのことです。

議 長

担当委員さんからの報告は終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

質疑・意見を終結し採決いたします。
お諮りします。「議案第 18 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 18 号」は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 7、「議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請について」事務局より説明を求めます。

宮坂担当係長

……議案内容説明……

議 長

担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

1 番岡田委員

1 番案件 2 番案件について報告いたします。1 番案件ですが、店舗西側に接する畑です。実家隣接地を購入して自宅を建設したため、こちらの土地を譲渡するための変更申請です。西側に道路、東側北側は宅地で隣接農地耕作者の同意を改めて得ております。現状のまま雨水が地下浸透、汚水は下水道接続で問題ないと思

2 番案件ですが、場所は市役所から 30mほど南側の畑で、令和 3 年 4 月に転用申請が提出され 5 月に許可が下りた場所です。その後 1 棟として許可された土地に 2 棟建設するための変更申請が提出されました。今回の現地確認で 2 棟目が建設されており、26 日に申請者の長野支店長、担当した行政書士から、会長、会長代理、局長、係長、地元推進委員が出席し、説明を求めたところ。地区委員とし、顛末書の内容では不可と判断

4 番滝沢委員

3 番案件についてですが、国道から線路を超えて左折し 150m先の左側です。北側は住宅、西側は線路、東側は道路、南側に農地がありますが、耕作者には同意を得て

令和4年6月に農地法第5条の規定により許可を受けた事業計画ですが、計画地は道路の間に水路があり、その水路を全面側溝に改修する計画でしたが、水路部分は水路として残す計画に区画を見直した結果、2区画に変更が出たため計画変更申請を提出したところです。なお、区画数の変更はなく雨水は地下浸透、汚水は公共下水道と接続予定で農地への支障等についても変更後においても支障がなく問題ないと思います。

議長

担当委員から報告を受けたわけですが、2番案件は許可できないとの意見がありますので、2番案件を最後に審議します。まず、1番3番議案についての質疑意見を受けたいと思います。

意見ございませんか。

(進行の声あり)

議長

進行いたします。それでは、1番3番の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第19号1番・3番案件」は、原案のとおり可決、決定されました。

続いて2番案件について質疑意見を一括お受けします。

意見ございませんか。

(進行の声あり)

議長

進行いたします。質疑意見を終結し採決いたします。

お諮りいたします。「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」の2番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手なし)

議長

「議案第19号2番案件」は継続審議といたします。

続いて日程第8、「議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

官坂担当係長

……議案内容説明……

議長

それでは質疑意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いします。

1番岡田委員

1番案件につきまして、先程の変更申請の1番案件と同一の内容で、問題はないと思います。

2番保木野委員

2番案件の場所は、高校より東に200mの国道沿い住宅の裏の田です。現状は雑草が生い茂る状態であり、周りは住宅です。この場所に建売住宅を建設する申請ですが、別段問題ないことを確認しました。

続いて3番案件ですが、保育園の東の畑で、さらに東は墓地です。畑3人の所有地ですが分譲住宅4区画として販売するものです。隣接の耕作者3名の同意が得られており、別段問題ないことを確認いたしました。

- 6 番近藤委員 申請場所は郵便局から 100m くらい北側のある場所です。この場所は 3 人の隣地の同意も得ており、雨水や土留めをしっかりとやるとの事ですので、問題はないと考えます。
- 8 番柳澤委員 案件番号は 5 番、市道の橋から 5～60m 北へ行った住宅地であり、住宅に駐車場がないということから駐車場にする申請でありました。これは問題がないと思います。
6 番案件ですが、事業施設から歩いて 5 分ぐらいの場所でありまして、これは職員の駐車場にとの申請であります。これも問題ありません。
- 4 番滝沢委員 7 番案件について、国道から橋に至る道路交差点角にある店舗の市道を挟んだ東側で、北側東側は住宅、南側は田で隣接耕作者の同意は得ております。雨水は集積枳を設置し敷地内で浸透処理、汚水は公共下水道へ接続予定で、問題ないと思います。昭和 40 年 10 月農転済みの当該地と現状では数十年にわたりブロック塀を構築し、農転済み宅地以外の土地も庭として使用されており、登記地目の田との正誤しておりません。しかし、譲渡人より改めて農地法に規定された手続きを行うとの顛末書が提出されており、問題ないと思われまます。
- 7 番中島委員 市道信号機を堤防道路に向かい東側に左折して堤防道路方向に向かい約 400m にある農地で、2 階建て集合住宅の新築を目的とした申請です。北側は宅地雑種地、西側は市道、南側東側が田です。南側隣接耕作者の同意は得ていましたが、東側につきましては 40 cm の農業水路があり、隣接耕作者の同意を得よう依頼し、26 日に同意が得たとの連絡を受けました。雨水は地下浸透、用排水路につきましては機能が低下しないように施工、汚水は公共下水道に接続予定であり、問題ないかと思ひます。
- 議 長 担当委員さんからの報告は終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)
- 議 長 質疑・意見を終結し採決いたします。
お諮りします。「議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、「議案第 20 号」は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 9、「議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」事務局より説明を求めます。
- 大友次長 ……議案内容説明……
- 議 長 質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)
- 議 長 質疑・意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。「議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

全員賛成ですので、「議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 10、「報告事項」について報告を求めます。

大友次長

大友次長

宮坂担当係長

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

(3) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への転用について

議 長

報告事項について、質問・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

日程第 11、「その他」について、事務局から説明を求めます。

大友次長

(1) 令和 4 年度農地利用最適化推進等の活動について

議 長

その他について、質疑・意見等ございますか。

(進行の声あり)

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

令和 4 年 7 月の総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

[閉会] 午後 2 時 35 分